富士吉田市告示第156号

令和7年度国民健康保険税の納税通知書を送付したが、別紙の者については、住所、 居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20 条の2第1項及び富士吉田市税条例(昭和29年条例第29号)第18条の規定により公示送 達する。

なお、納税通知書は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年10月10日

富士吉田市長 堀 内 茂

(注)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。